

議案第56号

応急工事計画の策定について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第87条の5第1項の規定により、次のとおり応急工事計画を定める。

1 応急工事計画

地区 番号	地区名	施設名	事業量 (m)	事業量 (千円)	負担区分		施設 管理者
					国	町	
643-1	駒畠1地区	排水路	22	7,716	97.6%	2.4%	町
643-2	駒畠2地区	排水路	89	11,669			
643-3	駒畠3地区	排水路	15	7,281			
643-4	古舞1地区	排水路	29	1,726			
643-5	古舞2地区	排水路	45	2,897			